

申告期間…2月5日(月)～3月15日(木)
受付相談時間…午前9時～午後3時
 (2月10日(土)は午前9時～11時30分)
 * 申告期間中は同課(本庁舎2階)での申告相談はできません。
 * 各会場の受付相談日程は3ページを参照してください。

平成30年度の市民税・県民税(以下「市・県民税」といいます)の申告受け付けが始まります。申告が必要な方は早めの申告をお願いします。なお、平成29年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、申告が必要と思われる方へ、平成30年度の市・県民税申告書を1月24日に発送しました。

同申告書および市・県民税申告の手引きは、同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所等で配布しています(市ホームページからもダウンロードできます)。

申告期限等について
 申告期限は3月15日(木)です。期限を過ぎて申告すると、平成30年度市・県民税の納付回数が増えるため、一回あたりの納付額が高くなる場合があります。
 また、平成30年度課税証明書をすぐに交付できない場合があります。期限内申告にご協力ください。

申告が必要な方
 平成30年1月1日に市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です。
 なお、確定申告が必要な方は5ページで案内しています。

- 所得税の確定申告が不要な方で給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある方
- 所得税の確定申告が不要な方のうち市・県民税のみ各種控除(医療費控除、社会保険料控除等)を追加で申告する方
- 勤務先から川越市役所に給与支払報告書が提出されない方(不明な方は勤務先にご確認ください)

収入がない旨の申告が必要な方
 川越市国民健康保険に加入している方(同居の親族の控除対象配偶者や被扶養者とされている方を除く)、国民年金保険料の免除を受ける方、児童手当を受ける方、非課税証明書の発行を受ける方などで、次のいずれかに該当する方は、収入がない旨の申告が必要になることがあります。

申告に必要なもの
 申告には次のものがが必要です。準備の上、申告会場にお越しください。各種控除に必要な書類等は4ページを参照してください。

持参いただくもの

- ① 市・県民税申告書(市から郵送された申告書がある方は、その申告書)
- ② 収入が分かるもの(平成29年分の源泉徴収票、支払調書、収入と経費の分かる帳簿等)
- ③ 印鑑(認め印可)
- ④ マイナンバーカードまたは番号確認資料と身元確認資料(右下参照)

* マイナンバーカードであれば番号確認と身元確認が1枚で可能です。
 * 扶養親族がいる方は、その方の除く)、国民年金保険料の免除を受ける方、児童手当を受ける方、非課税証明書の発行を受ける方など、次のいずれかに該当する方は、収入がない旨の申告が必要になることがあります。

申告が不要な方
 次のいずれかに該当する方は原則、市・県民税の申告は必要ありません。

- 所得税の確定申告書を提出した方がみの方で、源泉徴収票に記載のある控除以外に追加で申告する控除がない方
- 公的年金等に係る所得のみで、年金収入の合計金額が次の基準額以下になる方のうち、扶養控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除を追加しない方

生年月日	基準額
昭和28年1月1日以前	155万円
昭和28年1月2日以降	105万円

マイナンバーの記入が必要となります(マイナンバーカード等を持参する必要はありません)。

身元確認資料 (いずれかひとつ)	+	番号確認資料 (いずれかひとつ)
● 健康保険証等		● マイナンバーカード ● マイナンバー通知カード ● マイナンバー記載の住民票

各会場の受付相談日程

各会場は例年、大変混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。なお、昨年まで開設していた霞ヶ関北公民館の申告会場は、伊勢原公民館に変更になりました。ご注意ください。

日程	2月							3月			
	5日(月) ～10日(出)	13日(火) ～15日(木)	16日(金)	19日(月) ～20日(火)	21日(水) ～23日(金)	26日(月) ～27日(火)	28日(水) ～3月2日(金)	5日(月) ～6日(火)	7日(水) ～8日(木)	9日(金)	12日(月) ～15日(木)
会場	本庁舎7階会場		農業ふれあいセンター	伊勢原公民館	メルト	大東公民館	霞ヶ関公民館	高階南公民館	ジョイフル	北部地域ふれあいセンター	本庁舎7階会場
市・県民税申告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得税還付の確定申告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易な確定申告	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収支関係の確定申告	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-

* 簡易な確定申告…給与所得者、年金収入者、個人年金などの確定申告を表します。
 * 収支関係の確定申告…営業等所得、農業所得、不動産所得を含む確定申告を表します。なお、「収支関係の確定申告」は収支内訳書が作成できている場合のみ受け付けてきます。

申告会場は混み合うため便利な郵送申告でご提出ください

申告書に次の事項を明記し、右の提出書類を添えて3月15日(木)(必着)までに〒350-8601川越市役所市民税課に提出してください。なお、郵送での申告は1月から受け付けています。

- * 平成29年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、申告が必要と思われる方へ、平成30年度の市・県民税申告書を1月24日に発送しました。
- * 申告書および提出書類は一つの封筒にまとめて郵送してください。
- * 提出書類等は返却できません。
- * 提出書類に不備がある場合などは、内容確認のため、連絡させていただくことがあります。

必ず記入が必要な箇所

- ①住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)・捺印

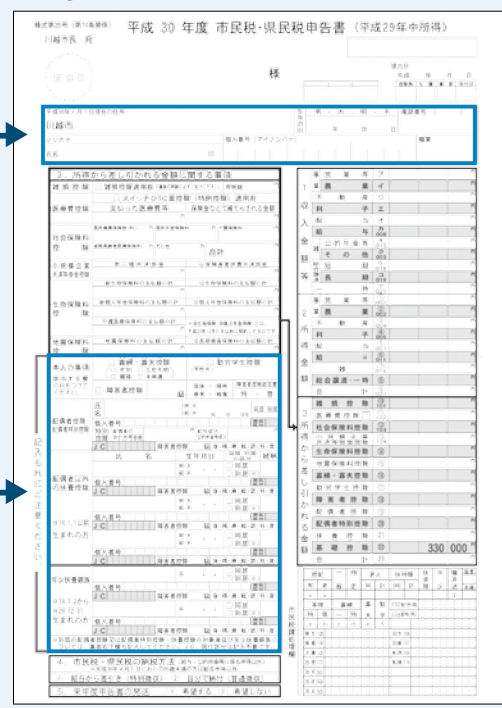
該当する方が記入する箇所

- ①本人の事項(寡婦・寡夫・勤労学生・障害者に該当する方)
- ②扶養している配偶者の内容
- ③扶養している16歳以上の方の内容
- ④扶養している16歳未満の方の内容
- * 源泉徴収票に扶養している方の氏名や人数の記載があっても、申告書に記載がない場合は、控除が受けられないことがあります。
- * 昨年中収入のなかった方は、申告書裏面の赤色

で囲まれた欄も記入してください。

提出書類

- 必須のもの=2ページ中段にある「持参いただくもの」の①、②、④(②はコピーでも可。④はコピーのみ可。ただし、マイナンバーカードは必ず両面コピーしてください)。
- 該当する方が必要なもの=4ページにある「各種控除に必要な書類等」を参照。各書類はコピーでも可。



各種控除に必要な書類等

下記以外の控除について詳しくは、市民税課 ☎224-5640 ☎226-2540または、川越税務署 ☎235-9411(ガイダンスの後に「0」を選択)までお尋ねください。

控除名	必要書類等	備考
雑損控除	<p>①被害を受けた資産の明細(資産の内容・取得時期・取得価格の分かるもの)。住宅・家財・車両によって異なります(右記参照)</p> <p>②被害に関連して支出(消毒・除去・修繕費用等)がある場合は、その金額が分かるもの(請求書、領収書等)</p> <p>③保険金等で補てんされた金額が分かるもの(保険金の支払い通知書等)</p> <p>④「被災証明書」または「り災証明書」</p> <p>⑤作成済みの「雑損控除の計算書」</p> <p>*「雑損控除の計算書」を申告会場で作成する場合は、時間がかかります。ご了承ください。</p>	<p>住宅…取得価格が分かるもの(建物の売買契約書等)▶取得年月、構造、総床面積が分かるもの▶浸水した高さが分かるもの(あれば写真)等</p> <p>家財…取得価格および取得年月が分かるもの(請求書、領収書等)▶浸水した高さが分かるもの(あれば写真)等</p> <p>車両…取得価格および取得年月が分かるもの(契約書等)</p> <p>*家財については、家族構成を記入する欄があります。</p>
医療費控除	<p>医療費控除の明細書(医療を受けた人、続柄、病院・薬局などの支払先の名称、医療費の区分、支払った医療費の金額、支払った医療費のうち保険金などで補てんされる金額を記入)</p> <p>証明書があれば控除対象となるもの</p> <p>(例) おむつ代購入費…おむつ使用証明書 ストマ用器具購入費…ストマ用器具使用証明書</p> <p>*医療費控除を受ける場合は、医療費控除の特例を適用できませんのでご注意ください。</p>	<p>医療保険者が交付する次の①～⑥が記載されている医療費通知(お知らせ)を添付することで、医療費控除の明細書の記入を省略できます。記載がないものは、その部分を明細書に記入する必要があります。</p> <p>①被保険者(またはその被扶養者)の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた方の氏名、④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称、⑤被保険者または、その被扶養者が支払った医療費の額、⑥保険者の名称</p> <p>*医療費控除の明細書は支払額を病院別・医療を受けた人別に集計してください。</p> <p>*医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書を作成の上、申告してください(明細書が作成されていない場合は受け付けできません)。</p>
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	<p>①セルフメディケーション税制による医療費控除の明細書(薬局などの支払先の名称、医薬品の名称、支払った金額、支払った金額のうち保険金などで補てんされる金額を記入)</p> <p>②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザの予防接種や定期予防接種の領収書、または予防接種済証▶人間ドックやがん検診などの各種検診の領収書、または結果通知表▶職場で受けた定期健康診断の結果通知表▶特定健康診査の領収書、または結果通知表▶市町村のがん検診の領収書、または結果通知表)</p> <p>*医療費控除の特例を受ける場合は、医療費控除を適用できませんのでご注意ください。</p>	<p>②は「氏名」「取り組みを行った年」「事業を行った保険者・事業者・市町村の名称、または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名」が記載されていることが必要です。</p> <p>*保険者から補助を受けて人間ドックを受診する場合等、結果通知表に保険者や事業者の名称がないときは、別途、保険者等による取り組みを行った旨の証明書が必要です。</p> <p>*②の書類はいずれか1つで構いません。</p> <p>*医療費の明細書は購入額を薬局別・医薬品の名称別に集計してください。</p>
社会保険料控除	平成29年中に支払った社会保険料の領収書(健康保険・介護保険・国民年金等の領収書等)	
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書	
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書	
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書(同認定書は平成29年12月31日現在、障害者手帳等の交付を受けていない要介護1から5に認定されている方が対象です)	<p>郵送で申告する場合は、障害者手帳の等級が記載されたページの写しが必要です。</p> <p>*障害者控除対象者認定書の対象の方で同認定書をお持ちでない場合は、高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-3482までお問い合わせください。</p>
寄附金控除	寄附金の受領証または寄附したことの証明書	

所得税および復興特別所得税の確定申告

川越税務署(申告相談窓口) ☎235-9411
*ガイダンスの後に「0」を選択してください。

平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期限は、3月15日(木)までです。早めの申告をお願いします。

申告に伴い、川越税務署内に申告書作成会場を開設します。開設日までは、申告書等の作成スペースが限られているため、待ち時間が長くなる場合があります。また、駐車場が狭いためお待ちいただく場合があります。なるべく公共交通機関をご利用ください。

■開設期間

2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)

*2月18日(日)、25日(日)は申告書の作成補助と提出の受け付けのみを行います。

■受付時間

午前8時30分～午後5時

*相談開始は、午前9時です。

*混雑時は、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。申告書の作成には時間がかかるため、午後4時ごろまでにお越しください。

■会場

川越税務署(並木452-2)

■対象者

①給与収入が2000万円を超える方、②勤務先で年末調整をしてい

ない方、③給与所得および退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方、④2か所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得と退職所得を除く)との合計金額が20万円を超える方、⑤事業を営んでいる方、⑥不動産の貸し付けを行っている方、⑦公的年金等受給者に係る確定申告不要制度に該当しない方、⑧土地・建物などの譲渡所得がある方、⑨譲渡損失の繰越控除を受ける方、⑩所得税の還付を受ける方 など

*⑦について公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円以下の場合、原則、確定申告をする必要はありません。

*⑩については1月から提出できます。詳しくは、1月10日発行の広報川越・7ページをご確認ください。

■申告に必要なもの

申告には次のものが必要です。準備の上、申告会場にお越しください。

持参いただくもの

①収入が分かるもの(平成29年分の源泉徴収票、支払調書、収入や経費を集計した収支内訳書等)、②印鑑

申告書は自宅で作成、便利な郵送申告でご提出ください

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から自宅で簡単に作成できます。また、スマートフォンから作成し、コンビニ等で印刷することもできます。作成した申告書等は3月15日(木)(必着)までに☎350-8666並木452-2・川越税務署へ郵送してください。なお、申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、受付印を希望する旨の添え書と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

提出書類

- 必須のもの**=中段にある「持参いただくもの」の①、⑥(①は原本。⑥はコピーのみ可。ただし、マイナンバーカードは必ず両面コピーしてください)。
- 該当する方が必要なもの**=4ページにある「各種控除に必要な書類等」を参照。コピー不可。

インターネット
e-Tax 作成コーナーヘルプデスクへの問い合わせ ☎0570-01-5901(午前9時～午後8時、土・日曜日、祝・休日を除く)
*2月18日(日)、25日(日)、3月4日(日)、11日(日)は相談を受け付けます。

(認め印可)、③筆記用具、④計算用具、⑤本人名義の金融機関の口座番号等が分かるもの、⑥マイナンバーカードまたは番号確認資料と身元確認資料(2ページ参照)

*税務署から郵送された申告書、またはお知らせハガキ等がある方は持参してください。

*平成28年分の確定申告書、青色決算書、収支内訳書の控えがある方は持参してください。

各種控除に必要なもの

4ページを参照してください。なお、住宅借入金等特別控除等についてはお尋ねください。

当日直接会場

無料還付申告相談会を開催します

所得税の還付申告についての無料相談会を実施します。お気軽にご相談ください。ただし、税理士に依頼している方を除きます。

受付日時…2月3日(出)、4日(日)午前10時～午後3時30分
会場…南公民館(ウエスタ川越1階) **対象**…①年金受給者の方、②給与所得者で医療費控除を受ける方、③年末調整の済んでいない方 **問い合わせ**…関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188

後期高齢者入院時見舞金

高齢・障害医療課 ☎224-5842

☎224-7318

入院時に1年以上市に住所を有し、かつ、後期高齢者医療制度に加入している住民税非課税世帯の被保険者が、医療機関に31日以上入院した場合、年度内1回に限り1万5000円を支給します。

*申請時に後期高齢者医療保険料に未納がある方、川越市重度心身障害者医療費の助成を受けている方を除く。

申し込み…次の書類等を添えて、同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所

①医療機関の領収書等、入院の日数が確認できる書類の原本(コピー不可)

②後期高齢者医療被保険者証

③入院した被保険者の口座内容が分かる通帳等

④入院した被保険者の印鑑

給与支払報告書連続用紙の申し込みを受付中です

市民税課 ☎224-5640

☎226-2540

来年1月に提出する「平成31年度給与支払報告書」を連続用紙で作成

する市内の事業所に、用紙を無料で提供します。昨年申し込んだ事業所には、1月19日に申込書を送付しました。新たに希望する事業所は、2月2日(金)までに、電話で同課へ申し込んでください。

中退共掛金の一部を補助

雇用支援課 ☎227-5776

☎227-5780

市では、中小企業退職金共済(中退共)法に基づく中退共制度の掛金について、各従業員が加入した月から36か月間、掛金の一部を補助しています。

対象は、平成26年2月以降、中退共制度に加入した従業員がいる市内の事業主の方で、市の補助基準に該当する場合です。詳しくは、お尋ねください。

受付期間…2月15日(休)～23日(金)午前

9時30分～11時45分 ▼午後1時～3時30分

受付会場…東庁舎2A会議室(東庁舎2階、郵送不可)

事前登録による「本人通知制度」をご利用ください

市民課 ☎224-5747

☎229-1329

本人通知制度は、住民票の写しや

あいおいニッセイ同和損害保険(株)との連携に関する包括協定を締結

政策企画課 ☎224-5503 ☎225-2895

市民サービスの向上と地域の活性化を目的として、昨年12月26日にあいおいニッセイ同和損害保険(株)と包括連携協定を締結しました。

今後は防災に関するセミナーの開催や外国人観光客向けの避難マップの作成など、安全・安心なまちづくりのための取り組みを協力して進めていきます。



協定書を持つ川合市長(左)と吉田常務執行役員(右)

戸籍謄抄本等を、本人以外の第三者に交付した場合に、その事実について登録者本人に郵送で通知をする制度です。

これにより、住民票の写し等が本人以外の第三者に交付されたことを本人が知ることができ、万一、不正な取得の疑いがあれば、開示請求等により早期に事実関係を確認するきっかけになります。市では、本人通知制度を広く周知し、不正請求等の抑止につなげていきます。

なお、この制度を利用する場合は、事前登録が必要です。

*開示請求等を行った場合でも請求者の情報は「川越市個人情報保護条

例」に基づき開示できません。

対象…市内に住民登録または本籍がある方

通知対象証明書…本籍記載のある住民票(除票を含む)の写し ▼本籍記載のある住民票記載事項証明書 ▼

戸籍の附票(除附票を含む)の写し ▼戸籍(除籍を含む)謄抄本 ▼戸籍記載事項証明書

通知内容…証明書の交付年月日・種類・通数・請求者の種類(本人の代理人かなど)

申し込み…運転免許証、保険証などの本人確認ができる書類を持参の上、同課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所

子どもの学びや遊びを、応援します

ひとり親家庭等学習支援事業の生徒を募集します

こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

子どもの学習に不安を感じるひとり親等の負担を軽減するため、学習支援員による学習指導や進路相談等を行う「ひとり親家庭等学習支援事業」の平成30年度の生徒を募集します。授業は少人数制で、週1回2時間(年間45回程度)、「英語」「数学」「国語」「社会・理科」の中から1教科を選択。科目ごとに実施日時を指定します。受講前に下記のとおり説明会と面談を実施します。

■授業等について

実施期間…4月17日(火)～来年3月31日(日)(年末年始を除く) **会場**…個別教室のトライ川越駅前校(脇田本町23-33 G&Rockビル3階)

対象…市内在住で次の条件をすべて満たす中学生
①児童扶養手当を受給しているひとり親世帯または養育者世帯である(生活保護受給世帯を除く)、②現在、学習塾・家庭教師・通信教育等を利用していないこと、③行政等が実施するその他の学習支援を受けていないこと

定員…70人程度(予定。抽選。中学3年生を優先)

経費…無料 **申し込み**…面談で配布する申請書等に必要事項を記入し、3月14日(水)(必着)までに同課(本庁舎3階)。郵送可。郵送の場合は、〒350-8601川越市役所こども家庭課

問い合わせ

参加申し込みに関すること=同課 ☎224-5821

▶授業の進め方に関すること=家庭教師のトライ ☎0120-555-202(午前9時～午後11時)

～受講までの流れ～

説明会(任意参加)

2月7日(水)、9日(金)午後7時30分～9時(南公民館ウエスタ川越1階)

面談予約(必須)

2月7日(水)～21日(水)までに電話で同課

面談(必須)*必ず親子で参加。

2月24日(土)午前9時～午後5時(7AB会議室。本庁舎7階)

申し込み

左記のとおり。面談で配布する申請書等を提出

審査

応募要件を満たしているかなどを確認・審査

受講決定

4月上旬ごろ結果通知を郵送予定

受講開始

4月17日(火)から受講開始予定

放課後児童クラブ(民間)の利用児童を募集中です

こども育成課 ☎224-5724

☎224-6705

保護者が仕事等で、昼間家にいない世帯の小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る放課後児童クラブ(民間)を開設しています。現在、平成30年度の利用を希望する児童を募集しています。経費など詳しくは、放課後児童クラブ 芳野キッズ ☎225-6451へお尋ねください。

利用期間…4月2日(月)～来年3月30日(土)

開設時間

月～金曜日	午後2時～9時
土曜日	午前7時～午後6時
春休みなどの長期休みの月～金曜日	午前7時～午後9時

*祝・休日、年末年始を除く。

場所…放課後児童クラブ 芳野キッズ(谷中32-2)

対象…4月1日現在で市内在住の小学生 **定員**…40人(選考) **申し込み**…放課後児童クラブ 芳野キッズにある書類に必要事項を記入し、2月19日(月)(必着)までに同クラブ。郵送可。郵送の場合は、〒350-0836谷中32-2・放課後児童クラブ 芳野キッズ

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●川越市都市再生整備計画審議会を開催します 都市計画課 ☎224-5945 ☎225-9800

新河岸駅周辺地区都市再生整備計画の事後評価について。2月8日(水)午後2時～。高階市民センター。傍聴は先着5人。受け付けは午後1時40分～。当日直接会場。

国民年金保険料の2年前納を ご存じですか

市民課 ☎224-5764

Fax 226-5091

口座振替に加えて、現金(納付書)納付とクレジットカード納付の2年前納が利用できます。

現在は平成30年4月分からの2年前納が可能です。2年前納は、1年前納に比べ割引率が大きくなります。ただし、納付額が30万円以上の場合は、コンビニエンスストアでの納付はできません。

2年前納を希望する方は、2月28日(水)までに川越年金事務所での手続きが必要です。詳しくは、同事務所 ☎242-2657 にお問い合わせください。

ストマ器具等の更新申請を 受付中です

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

ストマ器具・紙おむつ等について、4月から9月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けています。

対象：すでに支給している方で、継続を希望する方

提出方法：平成30年3月分までの支給決定通知書に同封された申請書

に必要事項を明記し、2月28日(水) (必着)までに〒350-8601 川越市役所障害者福祉課

都市計画道路変更案等の説明 明聴会を開催

都市計画課 ☎224-5945

Fax 225-9800

都市計画道路笠幡小仙波線の線形変更および用途地域の変更案の説明公聴会を行います。当日直接会場にお越しください。

日時：2月24日(土)午前10時～11時

会場：霞ヶ関東小学校体育館

市税などの納期のお知らせ

納期限は、1月31日(水)

市・県民税(第4期)

国民健康保険税(第7期)

収税課 ☎224-5686

Fax 226-2538

後期高齢者医療保険料(第7期)

高齢・障害医療課 ☎224-5842

Fax 224-7318

介護保険料(第7期)

介護保険課 ☎224-5817

Fax 224-5384

収納窓口の時間延長と休日収納窓口の開設

市税・国保税Ⅱ収税課 ☎224-5691 Fax 226-2538
介護保険料Ⅱ介護保険課 ☎224-5817 Fax 224-5384

平日の昼間に来庁が困難な方は、ご利用ください。納税・納付相談も同時に行います。

納付できる税金・保険料の種類：市・県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料(介護保険料は65歳以上の方。2月5日(月)以降で市役所本庁舎のみ)

● 収納窓口の時間延長(午後7時まで)

受付日	1月 30日(火)、31日(水) 2月 1日(木)、2日(金)	受付窓口(市民センター) * 介護保険料は受け付けできません。	受付窓口(市役所本庁舎)
-----	------------------------------------	------------------------------------	--------------

2月	9日(金)	芳野・山田	収税課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)
8日(木)	霞ヶ関・名細・川鶴		
7日(水)	福原・大東・霞ヶ関北	収税課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)	
6日(火)	古谷・南古谷・高階		
5日(月)	古谷・南古谷・高階	収税課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)	
4日(日)	芳野・山田		

* 市民センターでの納税・納付相談は、午後5時15分以降に受け付けられません。

● 休日収納窓口の開設

日程	2月25日(日)	開設時間	午前8時30分～正午 * 納税・納付相談は11時30分までにお越しください。	受付窓口(市役所本庁舎)	収税課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)
----	----------	------	---	--------------	------------------------------

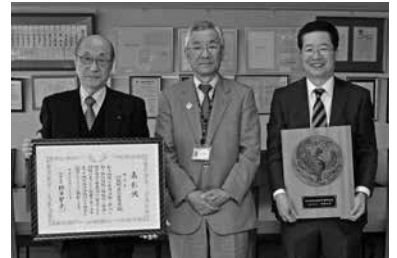
「川越町並み委員会」が総務大臣表彰を受賞しました

都市景観課 ☎224-5961 ☎225-9800

昨年11月20日、伝統的建造物群保存地区の保存団体「川越町並み委員会」が、地方自治の発展向上に寄与している団体として、「地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰」を受賞しました。

同委員会は、昭和62年に一番街商店街の自主的な協議機関として発足。翌年には、まちづくりに関する一定のルールである自主協定「町づくり規範」を制定しました。この規範を基準に、商店主や住民の皆さん、専門家等が主体となって、建築行為等への助言や提案を行い、歴史的町並みの保存、再生に貢献しています。また、同委員会は、川越市都市景観条例に基づき、都市景観推進団体としても指定されています。

昨年、発足30周年を迎えた同委員会のこれまでの取り組みによって守られてきた町並みは、多くの観光客を呼び込む資源となり、商業の活性化に大きく役立ってきました。市では、今後も「川越町並み委員会」と連携して、歴史的景観を保存していきます。



川合市長(中央)へ報告に訪れた、相談役・可児一男さん(左)と委員長・原知之さん(右)

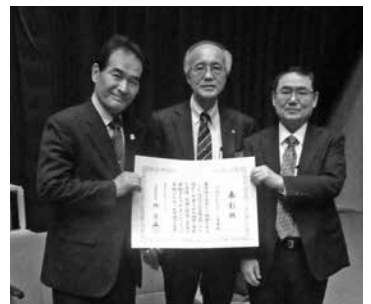
「川越子どもサポート事業」が文部科学大臣表彰を受賞しました

地域教育支援課 ☎224-6086 ☎226-4699

昨年12月7日、「川越子どもサポート事業」が「平成29年度『地域学校協働活動』推進に係る文部科学大臣表彰」を受賞しました。

「川越子どもサポート事業」とは、「学校応援団活動」と「地域の特色を生かした事業」を2本の柱として、地域と学校が連携・協働し、未来を担う子どもたちの「生きる力」を育む事業のことです。

また、同事業では、多くの地域住民の方にボランティアとして参加していただいています。今回の受賞はこのような方々の協力があったの受賞です。今後とも「川越子どもサポート事業」へのご理解、ご協力をお願いします。同事業について、詳しくは同課までお問い合わせください。



左から山田地区委員長・中島利一さん、サポート本部長・遠藤克弥さん、中央南地区委員長・奈良明英さん

催し・募集

*会場Ⅱ問い合わせと同じ・対象Ⅱどなたでも・定員Ⅱなし・経費Ⅱ無料の場合は記載を省略しています。

催し

「ようこそ小江戸川越へ」転入者歓迎 施設めぐりバスツアー

広聴課 ☎224-5011
☎222-5454

市の施設を見学するバスツアー(市のバスを使用)。集合解散は川越駅東口または市役所北側バス乗降場。市役所屋上・川越城本丸御殿・市立博物館・旧

山崎家別邸・川越まつり会館を見学。昼食は自由行動(各自負担)。

日時：3月24日(出)午前9時30分
午後3時 対象：平成28年以降に本市に転入した方 定員：25人(抽選) 申し込み：ハガキに催し名・参加者全員の住所・氏名・電話番号・転入した年・集合場所(川越駅または市役所)を明記し、3月2日(金)(必着)までに〒350-8601川越市役所広聴課(ファクス・市ホームページからも可)

川越氷川祭の山車行事 修会

文化財保護課 ☎224-6097

ユネスコ無形文化遺産と、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」についての講演会。川越氷川祭の山車行事保存会主催。

日時：2月24日(出)午後2時~4時 会場：市立博物館 対象：市内在住・在勤 定員：10人(抽選) 申し込み：往復ハガキに

「小江戸見つけ隊」作品展 示会

地域教育支援課 ☎224-6086

地域の良さ、人とのふれあいをテーマにした、市内小中学生の作文・絵画・新聞を展示。当日直接会場。

川越子どもサポート発表会

地域教育支援課 ☎224-6086

学校・家庭・地域の絆を深める活動の発表と、「小江戸見つけ隊」作品の表彰など。当日直接会場。
日時：2月17日(出)午前9時30分~11時45分 会場：やまびき会館